

新居浜市 いじめ防止基本方針

平成26年6月9日

新居浜市教育委員会

(改定 平成30年4月19日)

目次

はじめに	2
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	3
(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念	
(2) いじめの禁止	
(3) いじめの定義	
(4) いじめの理解	
(5) 法が規定するいじめの防止等への組織的対策	
第2 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項	5
1 いじめの防止等のために市が実施すべき施策	
(1) 新居浜市いじめ問題対策連絡協議会（仮）の設置	
(2) 第14条第3項に規定する教育委員会の附属機関の設置	
(3) 県又は学校の設置者が実施すべき施策	
2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	
(2) 「いじめ防止委員会」の設置	
(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置	
3 重大事態への対処	
(1) 教育委員会又は学校による調査	
① 重大事態の発生と調査	
② 調査結果の提供及び報告	
(2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	
① 再調査	
② 再調査の結果を踏まえた措置	
第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	19

はじめに

国会において、平成25年6月28日「いじめ防止対策推進法」が公布され、同年9月28日に施行されました。

この法律は、いじめの防止等のための対策に関し、国及び地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定や基本となる事項を定めたものです。

さらに、法第11条において、文部科学大臣がいじめの防止等のための基本的な方針を策定することとされていることを受け、平成25年10月11日、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月14日改定）が策定されました。

いじめは、児童生徒の心身の成長に大きな影響を及ぼし、かけがえのない命さえも失いかねない極めて重大な問題であり、決して許されない行為であります。

しかし、いじめは潜在化・陰湿化していることから、発見が難しくなっており、早急な対応による早期の解消が困難になってきている現状があります。現に今、いじめに苦しんでいる児童生徒が身近にいるかもしれません。

そこで、児童生徒の身近にいる一人一人の教師が改めていじめの問題の重大性を認識し、「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである」という認識のもとで、いじめの兆候をいち早く把握して、早期発見・早期解消に取り組むことが必要です。

いじめの問題の原因や背景については、児童生徒を取り巻く様々な要因が絡み合っていると考えられますが、その解決にあたっては「いじめは絶対に許されない行為である」という強い認識のもと、いじめられている児童生徒の立場に立って、本人や保護者の気持ちを十分に理解し、きめ細かな対応をとることが必要です。そのためには、児童生徒に積極的に関わり、教師と児童生徒の信頼関係を深め、気軽に相談できる環境を構築し、児童生徒の細かな変容をいち早くつかめるようになることです。

新居浜市教育委員会では、これまでも「いじめ調査の考察と対応」の発行による学校の対応力向上や教育相談体制の充実、保護者向け「いじめチェックリスト」の作成・HPへの掲載等、様々ないじめ防止対策に取り組んできました。

いじめ防止基本方針は、これまでの取組に加え、国や県の基本的な方針を参酌し、さらなるいじめの防止、いじめの早期発見及び対処のための対策を、総合的かつ効果的に推進するために策定したものです。

本基本方針に示したいじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命、心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県、市、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

新居浜市教育委員会

第1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(2) いじめの禁止（いじめ防止対策推進法第4条）

児童生徒は、いじめを行ってはならない。

(3) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(4) いじめの理解

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑩は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめは、どの児童生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめを傍観することは、いじめ行為と同様に許されないことである。
- ④ いじめは、児童生徒からの自発的な訴えが寄せられにくく、事実の発見が難しい問題である。
- ⑤ いじめは、安易な気持ちや間違った認識から発生することもある。
- ⑥ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめは、解消後も注視が必要である。
- ⑧ いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑨ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑩ いじめは、学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(5) 法が規定するいじめの防止等への組織的対策

- ① 市は、学校・教育委員会・児童相談所・法務局・警察その他の関係者により構成される「新居浜市いじめ問題対策連絡協議会」を置くものとする。

(第14条第1項)

- ② 新居浜市教育委員会は「新居浜市いじめ問題対策連絡協議会」との連携のもとに「市の基本方針」に基づく対策を実効的に行うため、「附属機関」を置くものとする。

(第14条第3項)

- ③ 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員・心理や福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される「いじめの防止等の対策のための組織」を置くものとする。(第22条)

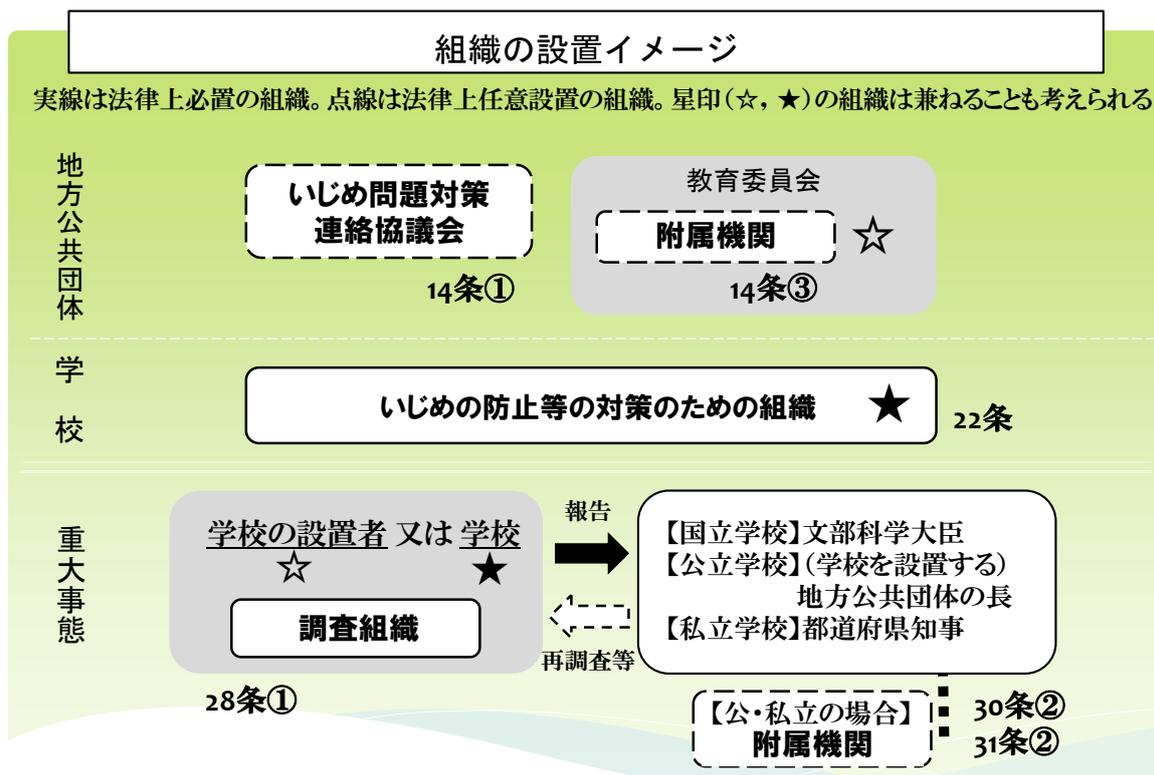
- ④ 学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに市又は学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。(第28条)

※ 重大事態とは

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- ⑤ 市長等は、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、「附属機関」を設けて調査を行う等の方法により、学校の設置者又は学校の調査の結果について調査を行うことができる。



【星印の組織を兼ねることとする場合の留意事項】

☆：附属機関の構成員に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除いた構成員で調査に当たる等、当該調査の公平性・中立性確保の観点からの配慮に努めることが求められる

★：法第22条に規定する組織を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によることも考えられる

第2 いじめ防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために市が実施すべき施策

(1) 新居浜市いじめ問題対策連絡協議会の設置

市は、法の趣旨を踏まえ、「新居浜市いじめ問題対策連絡協議会(仮)」を設置する。その構成員は、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察、弁護士会、医師会、臨床心理士会など、実情に応じて決定する。

市が設置する「新居浜市いじめ問題対策連絡協議会(仮)」は、学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、学校の連絡協議会との連携を図るものとする。

(2) 第14条第3項に規定する教育委員会の附属機関の設置

市は、市の基本方針に基づくいじめ防止等の対策を実効的に行うための附属機関を設置する。

また、この附属機関には、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努める。

なお、第28条に規定する重大事態にかかる調査を学校の設置者として教育委員会が行う場合、この附属機関を調査を行う組織とする。この際、重大事態が起きてから急遽附属機関を立ち上げることは困難である点から、平時から設置することとする。

(3) 学校の設置者が実施すべき施策

① いじめの防止

- いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の人的体制の整備等の必要な措置を講ずるよう努める。
- いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体との連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備。
- 保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて子どもの規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるような啓発活動の推進など、保護者、家庭への支援。
- いじめの未然防止に向けて、幼児期の教育においても、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるよう、取組を促す。また、就学前のガイダンス等機会を捉え、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を企画・提案。
- いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教職員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であって、いじめの防止を含む教育相談に応じる者の確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置。
- 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実。
- 家庭や地域と連携した取組を推進し、規範意識や自ら正しく判断し、責任を持って行動する力を育成する。
- 児童生徒と教職員の信頼関係と、自他を認め合う学校生活の中で、自己肯定感を育む。
- 当該学校に在籍する児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童生徒が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずる。
- 当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネット上のいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対する必要な啓発活動を実施する。

② 早期発見

- いじめ110番の設置及びその他各種相談窓口の周知。
- 児童生徒がインターネット上のいじめに巻き込まれていないかどうか監視するとともに、インターネット上のいじめに関する事案に対処する体制の整備。
- いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネット上のいじめへの対応の在り方、その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証、その成果の普及。
- 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実。
 - ・ 定期的な「絆アンケート」や個人面談等により各学校が把握したいじめに関する情報について、定期的に報告を受けるとともに、その取組を点検し実態把握に努める。
 - ・ 市教育委員会作成の「いじめ調査の考察と対応」等を有効活用し、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を促す。
- 学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制構築。
 - ・ より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや地域の関係団体との組織的に連携・協働する体制を構築。

③ いじめに対する措置

- スクールカウンセラーやハートなんでも相談員の配置・派遣による教育相談体制の充実。
- 教育相談に係る研修を充実させ、教職員の教育相談技能の向上を図る。
- 問題を抱える児童生徒の生活環境等の課題解決を図るため、適応指導教室を拠点としてスクールソーシャルワーカーを配置する。
- 学校と警察の連携による「にいほま児童生徒をまもり育てるサポート制度」を積極的に運用するとともに、警察との情報共有を進める等により早期の立ち直り支援に努める。
- いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備。
- 当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができるようにするため、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置、弁護士等の専門家や人権擁護機関等の関係機関との連携等の体制を整備する。

(4) その他

- 学校の教職員、地方公共団体の職員等で児童生徒からの相談に応じる者及び児童生徒の保護者は、児童生徒からいじめにかかる相談を受けた場合で、いじめの事実があると思われるときは、当該児童生徒が在籍する学校へ通報等の適切な措置をとるものとする。

- 学校評価の留意点（第34条）

学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、児童生徒や地域の状況を十分に踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むよう、必要な指導・助言を行う。

2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、学校いじめ対策組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、学校の設置者とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進することが必要である。

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国又は県、市の基本方針を参酌し、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定め（第13条）、学校のホームページなどで公開するとともに、入学時・各年度の開始に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

- 学校基本方針には、いじめ防止の取組、早期発見早期発見・いじめ事案への対処（以下「事案対処」という。）の在り方、教育相談体制、生徒指導体制・校内研修などを定める。
- 具体的には、いじめに向かわない態度・能力の育成等いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、包括的な取組の方針を定め、その具体的な指導内容のプログラム化を図る。
- 校内研修等、教職員の資質能力向上を図る取組や、いじめの早期発見・いじめへの対処に関する取組方法等を定める。
- 学校基本方針が、当該学校の実情に即してきちんと機能しているかを学校いじめ対策組織（第22条）を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを盛り込む。
- 学校基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、評価結果を踏まえて学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。
- 学校基本方針の策定に当たっては、方針を検討する段階から保護者、地域住民、

関係機関等にも必ず参画いただき、地域を巻き込んだ学校基本方針になるようにする。

- 児童生徒の意見も取り入れ、いじめの防止等について、児童会活動や生徒会活動など、児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるようにする。

(2) 「いじめ対策委員会」の設置（組織の名称は学校の判断による。）

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員や心理、福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される「組織」を置くものとする。（第22条）

いじめについて、特定の教職員で問題を抱え込まず、学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能になること、また、必要に応じて心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、教員、警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応する。

- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

- ・ 各学校の学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証する。
- ・ 「いじめ対策委員会」を実際に機能させるに当たっては、適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に運用できるよう、構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担しておく。
- ・ 「いじめ対策委員会」を構成する「当該学校の複数の教職員」については、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員、学校医等から、組織的対応の中核として機能するような体制を学校の実情に応じて決定する。これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加するなど、柔軟な組織とすることが有効である。

- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
児童生徒や保護者、地域住民等が、いじめの相談や通報をできるよう、その窓口や手順、方法等を明確にしておく必要がある。

- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

「いじめ対策委員会」が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに全て当該組織に報告・相談する。集められた情報は、個々の児童生徒ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図ることが必要である。

- いじめの疑いに係る情報があった時には、緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、関係のある児童生徒に対してアンケート調査、聞き取り調査等により、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

(3) 学校いじめ基本方針の内容

学校基本方針には、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」を主な項目として「学校がどのような子どもを育てようとしているのか」、そのために「教職員は何をするのか」、「保護者や地域はどう協力するのか」等を示す。具体的には、次のような取組が考えられる。

① いじめの防止（第15条）

いじめを生まない生き生きとした学校づくりに向け、校内の指導体制の確立、家庭・地域社会との連携強化、いじめの問題を自分たちの問題と捉えられる子どもの自己指導能力の育成などが大切である。

○ いじめを生まない学校づくり

ア 校内指導体制の確立

特定の教職員が抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で認識し、校長を中心に一致協力した指導体制を確立する。

イ 教師の指導力の向上

「いじめ調査の考察と対応」を活用した研修を実施する等、いじめ問題に関する指導上の留意点などについて、教職員間の共通理解を図り、その観察力や対応力の向上に努める。

ウ 人権意識と生命尊重の態度の育成

人権教育の充実とお互いを思いやり尊重し生命を大切にする指導等に努める。全ての教育活動を通して自己肯定観や社会性を培う取組や共感的人間関係を育成する指導・支援を継続する。

エ 道徳的実践力を培う道徳教育の充実

いじめ防止や生命尊重等をねらいとした道徳の指導や取組を実践する。

オ 子どもの自己指導能力の育成

児童会や生徒会活動において、いじめに関する問題を取り上げるなど、児童生徒が自主的に取り組む活動を計画的に仕組み、指導・支援する。また、児童生徒の規範意識や思いやりの心の育成を図る。

カ 家庭・地域社会、関係機関との連携強化

家庭やPTA、地域の関係団体とともに、いじめ問題等について協議する機

会を設け、いじめの根絶に向けた地域ぐるみの対策を推進する。また、学校・保護者・地域等が一体となった取組を推進する。

キ 学校基本方針の周知

年度初めには、いじめ問題に対する学校の基本方針や保護者の責任等を明らかにし、保護者や地域の理解を得る。また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにする。

ク 学校基本方針による取組の評価

各学校は、学校基本方針による取組の状況について、計画的かつ継続的な点検・評価に取り組むとともに、いじめに対する教職員の問題意識を持続させる。

② 早期発見（第16条）

子どもに関する情報を全職員で共有化することは、いじめ問題への具体的取組の第一歩である。このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて、学校は定期的な「絆アンケート」調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

○ 早期発見のための措置

ア 教職員による観察や情報交換

児童生徒のささいな変化に気づいた場合、教職員がいつでも情報を共有できる工夫を行う。

イ 定期的なアンケート調査や個人面談等の実施

児童生徒の生活実態について、定期的なアンケート調査や個別面談、生活ノートを活用等、きめ細かな把握に努める。

ウ 教育相談体制の整備

校内に児童生徒や保護者等の悩みを積極的に受け止めることができる教育相談体制を整備し、教職員等が迅速に対応することを徹底する。またその充実に向けスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、学校内外の専門家の活用を図る。

エ 相談機関等の周知

学校以外の相談窓口について、周知や広報を継続して行う。

③ いじめに対する措置（第22～27条）

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでこと

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

○ 実際の対応

ア いじめの発見や相談を受けたときの対応

遊びや悪ふざけ等、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。ささいな兆候であってもいじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりをもつことが必要である。その際、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。また、正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、事実を隠すことなく保護者等と協力して対応する体制を整える。

イ 組織的な対応

発見・通報を受けた教職員一人で抱え込まず、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」へ報告し、その情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかにその指導・支援体制を組み、対応の組織化を図る。

ウ いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

いじめられている児童生徒から事実関係の聴取を行う。その後、心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから守り通すための対応を行う。また、家庭訪問等により確実な情報を迅速に保護者へ伝え、今後の対応について保護者と情報を共有する。併せて、いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友

人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制を作る。状況に応じて臨床心理士や福祉士等の外部専門家の協力を得る。

エ いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、学校は組織的にいじめを止めさせ、その再発を防止する措置をとる。いじめの状況に応じて、心理的孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導(出席停止も含む)の他、警察等との連携による措置も含め毅然とした対応を行う。また、確実な情報を迅速に保護者に伝え、継続的な助言を行う。

オ いじめの事実調査

アンケート調査等を実施し、その結果をもとに聞き取り対象者等の絞り込みを行う。

カ 集団への働きかけ

はやし立てたりおもしろがったりする存在の観衆や、周辺で暗黙の了解を与えている傍観者の中からいじめを抑止する仲裁者が現れるよう、あるいは誰かに相談する勇気を持つよう指導する。互いを尊重し認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

キ 継続的な指導

いじめが解消したとみられる場合でも継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行う。

ク ネット上へのいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。また、必要に応じ警察や法務局等と適切な連携を図る。

学校いじめ防止基本方針（案）

〇〇市立〇〇学校

はじめに

1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

- (1) いじめの防止等の対策に関する基本理念
- (2) いじめの禁止（いじめ防止対策推進法より）
- (3) いじめの定義（いじめ防止対策推進法より）
- (4) いじめの理解

2 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項（未然防止のための取組等）

- (1) 学級経営の充実
- (2) 人権・同和教育の充実
- (3) 道徳教育の充実
- (4) 体験活動の充実
- (5) 児童生徒の主体的な活動（児童会・生徒会活動）
- (6) 分かる授業づくり（授業改善・指導方法の工夫改善）
- (7) 特別活動の充実（コミュニケーション能力の育成）
- (8) 相談体制の整備（教育相談の充実・スクールカウンセラー、相談員等の活用）
- (9) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策
- (10) 発達障害等への共通理解
- (11) 校内研修の充実
- (12) 保護者への啓発（相談窓口の周知徹底等）
- (13) 学校相互間の連携協力体制の整備

3 いじめの早期発見（いじめを見逃さない・見過ごさないための手だて等）

- (1) いじめの態様
- (2) 指導体制の確立
- (3) 早期発見のための研修
 - ア 子どもの声に耳を傾ける。
 - 生活ノート（あゆみ）、相談、
 - イ 子どもの行動を注視する。
 - 観察、チェックリスト、
- (4) アンケート等調査の工夫
- (5) 相談活動の充実
- (6) 保護者との連携・情報の共有
- (7) 地域及び関係機関との連携
- (8) インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

4 いじめに対する措置（早期対応、認知したいじめに対する対処等）

- (1) 事実確認・情報共有
- (2) 組織（「」仮称）での対応（指導体制、方針の決定）
- (3) 被害児童生徒・保護者に対する説明、支援
- (4) 加害児童生徒への指導及び保護者への支援
- (5) 教育委員会への報告・連絡・相談
- (6) 安全措置（緊急避難等が必要な場合）
- (7) 懲戒
- (8) 出席停止
- (9) 犯罪行為として取り扱われるべきと認められるとき
- (10) 生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるとき

5 いじめの防止等の対策のための組織の設置

- (1) 名称
- (2) 構成員
- (3) 活動内容
 - ア 未然防止に向けた取組
 - イ 早期発見・早期対応の取組
 - ウ 指導体制の確立
 - エ 対応の方針決定
 - オ 年間取組計画の策定と見直し
 - カ 取組評価アンケートの実施・考察

6 重大事態への対処

- (1) 重大事態とは
- (2) 調査組織「（仮称）」を開く。
 - ア 構成員
 - イ 対応
 - ウ 報告
 - エ 調査
 - オ 調査結果の提供・報告
 - カ 事後措置、再発防止

7 資料（チェック表、リーフ、関係法令など）

8 学校評価

9 ホームページでの公開について

組織的ないじめ対応イメージ

① いじめの予防

- 校内指導体制の確立
- 教職員の対応力の向上
- 人権意識と生命尊重の態度の育成
- 道徳教育の充実
- 児童会や生徒会活動を通じた自己指導能力の育成
- 児童生徒の「規範意識」「思いやり」の育成
- 家庭・地域社会、関係機関との連携強化

② いじめの情報

③ 情報を集める

- 教職員、児童生徒、保護者、地域住民その他から「組織（※注）」に情報を集める。

④ 指導・支援体制を組む

- 「組織」で指導・支援体制を組む
(学級担任等、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職等で役割を分担)

関係機関

⑤-A 子どもへの指導・支援

- いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添い支える体制を作る。
- いじめた児童生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

⑤-B 保護者との連携

- つながりのある教職員を中心に、即日関係児童生徒の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

（※注）

「組織」とは、いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」をいう。当該学校の複数の教職員に加え、心理・福祉の専門家、弁護士、医師、教員、警察官経験者等から構成されることが考えられる。なお、「複数の教職員」については、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任等から学校の実情に応じて決定。

- 随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応
- 常に状況把握に努める

3 重大事態への対処

(1) 教育委員会又は学校による調査

① 重大事態の発生と調査

ア 調査を要する重大事態の例

- 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合
不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も学校の設置者又は学校の判断で重大事態と認識する。
- その他の場合
児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

イ 重大事態の報告

- 重大事態を認知した場合、直ちに発生の報告を行う。
 - ・ 学校→教育委員会→市長

ウ 調査の主体

- 教育委員会は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体やどのような調査組織とするか判断する。
- 学校が主体となって調査を行う場合、教育委員会は必要な指導、人的措置等の適切な支援を行う。
- 教育委員会が主体となって行う場合は、次のとおりである。
 - ・ 学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られない場合
 - ・ 学校の教育活動に支障が生じる恐れがある場合

エ 調査を行う組織

- 学校が組織した「いじめ対策委員会」又は教育委員会が設置した附属機関等において調査を行う。ただし、構成員の中に調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいた場合、その者を除き、新たに適切な専門家を加えるなど、公平性・中立性を確保する。

オ 事実関係を明確にするための調査の実施

- 重大事態に至る要因となったいじめ行為が
 - ・ いつ（いつ頃から）

- ・ 誰から行われ
- ・ どのような態様であったか
- ・ いじめを生んだ背景事情
- ・ 児童生徒の人間関係にどのような問題があったか
- ・ 学校・教職員がどのように対応したか

などの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

- いじめられた児童生徒からの聞き取りが可能な場合
 - ・ いじめられた児童生徒から十分に聞き取る。
 - ・ 在籍児童生徒や教職員に対する聞き取り調査等を行う。この際、個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒や情報提供者に被害が及ばないよう留意する。
 - ・ いじめた児童生徒に対しては、調査による事実関係の確認をするとともに、指導を行い、いじめ行為を止める。
 - ・ いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
 - ・ これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて教育委員会がより積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして、対応に当たる。
- いじめられた児童生徒からの聞き取りが不可能な場合（いじめられた児童生徒が入院又は死亡した場合）
 - ・ いじめられた児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し調査に着手する。
 - ・ 調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等が考えられる。
- カ いじめられた児童生徒が死亡した時の対応

その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。その際、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

 - ・ 遺族の要望・意見を十分に聴取する。
 - ・ 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
 - ・ 遺族に対して主体的に在校生への詳しい調査の実施を提案する。その際、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成、概ねの期間、方法、入手資料の取り扱い、遺族への説明の在り方、調査結果の公表に関する方針等について、できる限り遺族と合意しておく。
 - ・ 資料や情報は、できる限り偏りのないよう多く収集し、それらの信頼性の吟

味を含めて専門的知識及び経験を有する者の援助のもと、客観的、総合的に分析評価を行う。

- ・ 学校が調査を行う場合において、教育委員会は情報の提供について必要な指導及び支援を行う。
- ・ 情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供を行う。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖の可能性があることなどを踏まえ、WHOによる自殺報道への提言を参考にする。

キ その他

- 教育委員会は、事案の重大性を踏まえ、いじめた児童生徒の出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

② 調査結果の報告及び提供

ア 調査結果は速やかに報告を行う。

- 調査結果の報告先は、次の通り。

- ・ 学校→教育委員会→市長

イ いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する情報を適切に提供する。

- 教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

- ・ 他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ・ 質問紙調査に先立ち、調査結果については、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要である。
- ・ 学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

(2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

① 再調査

- 重大事態の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という）を行うこと

ができる。

- 再調査を行う機関は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者(第三者)とし、当該調査の公平性・中立性を図る。
 - 構成員は、職能団体や学会からの推薦等による、弁護士、精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等とする。
 - いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。
- ② 再調査の結果を踏まえた措置等
- 市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずる。
(第30条第5項)

重大事態発生

学校

学校の設置者
☆認知後の発生報告
☆調査の主体を判断

調査委員会（学校又は学校の設置者の下に設置）

- ・学校又は教育委員会等の職員
 - ・弁護士、精神科医、学識経験者、
心理や福祉の専門家等
- 公平性・中立性を確保 プライバシーへの配慮

調査結果の報告

学校の設置者

調査結果の報告

市長

必要があると認めた場合

調査委員会（市長の下に設置）

- ・市職員
 - ・弁護士、精神科医、学識経験者、
心理や福祉の専門家等
- 公平性・中立性を確保 プライバシーへの配慮

再調査

当該重大事態と同種の事態の発生の防止

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

市は、市基本方針・取組状況、学校基本方針の策定・取組状況を公表する。また、市基本方針に基づく取組結果をまとめ、市教育委員会に設置する附属機関の意見を踏まえて必要な見直しを行う。